

【公布された条例等のあらまし】

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第八十一号）

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日は、令和二年八月二十四日とすることとした。